

「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」の改定に関する新旧対照表（下線箇所は改正部分）

改定後	改定前
<p data-bbox="226 296 981 325">内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方</p> <p data-bbox="490 392 719 421"><u>令和7年3月策定</u></p> <p data-bbox="490 440 719 469"><u>令和●年●月改定</u></p> <p data-bbox="423 488 786 517">電力・ガス取引監視等委員会</p>	<p data-bbox="1245 296 2000 325">内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方</p> <p data-bbox="1494 392 1744 421">策定 <u>令和7年3月</u></p> <p data-bbox="1440 488 1803 517">電力・ガス取引監視等委員会</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="107 153 224 185"><b>はじめに</b></p> <p data-bbox="107 204 1099 459">我が国の電力市場では、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という。）及び JERA（以下旧一電及び JERA を総称して「旧一電等」という。）が発電設備の大宗を保有している一方で、多くの新電力は自身で電源を保有しておらず、安価な電源の多くは、旧一電等が保有し、又は他社からの長期契約により受電している状態が続いている。</p> <p data-bbox="107 483 1099 571">このため、小売市場における競争を持続的に確保する上では、中長期にわたり、電源アクセスのイコール・フットィングが確保されることが重要となる。</p> <p data-bbox="107 595 1099 906">仮に、電源アクセスに関する取引条件について、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境が整備されず、旧一電の発電部門が同グループの旧一電の小売部門に対して電源調達に当たって不当な内部補助を行い、内部補助を受けた同小売部門が廉売を行うことにより、同小売部門の小売市場における地位の維持又は強化につながる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼし得る。</p> <p data-bbox="107 930 1099 1409">こうした中、2020 年 7 月に、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助を防止することを目的に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）は、旧一電等に対して、内外無差別な卸売等のコミットメント（①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと、②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと）を要請し、各社からコミットメントを行う旨の回答を受領した。</p> <p data-bbox="107 1433 1099 1457">その後、監視等委事務局においては、内外無差別な卸売等のコミットメントに</p>	<p data-bbox="1122 153 1238 185"><b>はじめに</b></p> <p data-bbox="1122 204 2114 459">我が国の電力市場では、旧一般電気事業者（以下「旧一電」という。）及び JERA（以下旧一電及び JERA を総称して「旧一電等」という。）が発電設備の大宗を保有している一方で、多くの新電力は自身で電源を保有しておらず、安価な電源の多くは、旧一電等が保有し、又は他社からの長期契約により受電している状態が続いている。</p> <p data-bbox="1122 483 2114 571">このため、小売市場における競争を持続的に確保する上では、中長期にわたり、電源アクセスのイコール・フットィングが確保されることが重要となる。</p> <p data-bbox="1122 595 2114 906">仮に、電源アクセスに関する取引条件について、旧一電の小売部門と新電力との間で公平な環境が整備されず、旧一電の発電部門が同グループの旧一電の小売部門に対して電源調達に当たって不当な内部補助を行い、内部補助を受けた同小売部門が廉売を行うことにより、同小売部門の小売市場における地位の維持又は強化につながる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼし得る。</p> <p data-bbox="1122 930 2114 1409">こうした中、2020 年 7 月に、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助を防止することを目的に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）は、旧一電等に対して、内外無差別な卸売等のコミットメント（①中長期的な観点を含め、発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと、②小売について、社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと）を要請し、各社からコミットメントを行う旨の回答を受領した。</p> <p data-bbox="1122 1433 2114 1457">その後、監視等委事務局においては、内外無差別な卸売等のコミットメントに</p>

改定後	改定前
<p>基づき、年に2回程度、各社の取組についてフォローアップ調査を実施し、その結果について制度設計専門会合、及び、<u>制度設計専門会合を引き継ぐ形で設置された制度設計・監視専門会合</u>に報告を行い、<u>同専門会合</u>において調査結果を踏まえた課題等が審議されてきた。</p> <p>また、2022年12月から判明した電気事業者による情報漏えい及び不適切閲覧事案や、2023年3月に公正取引委員会が排除措置命令等を行った電気事業者によるカルテル事案を踏まえ、経済産業省は、同年7月14日付けで、旧一電等に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示を行った。具体的には、内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間にわたり相手方との安定的な電力取引関係を構築することについて、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、同月28日までに報告するよう指示した。各社の回答については、第64回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月開催）において公表された。</p> <p>これらを踏まえ、監視等委では、旧一電等による長期卸の評価方針を策定するなど、内外無差別な卸売等のコミットメントの内容をより具体化、精緻化するための仕組み作りを進めてきた。</p> <p>なお、現時点で内外無差別が担保されていると評価されたエリアについては、常時バックアップの休止の判断が可能となることや、ベースロード市場の制度的供出量の控除について、適格相対契約控除の上限値が70%まで引き上げられることとしている。つまり、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく取組は、このような制度的措置の緩和や撤廃につながる側面もある。</p> <p>本文書は、第45回制度設計専門会合（2020年2月開催）における不当な内部補助防止策に係る議論から、これまでの制度設計専門会合<u>及び制度設計・監視専</u></p>	<p>基づき、年に2回程度、各社の取組についてフォローアップ調査を実施し、その結果について制度設計専門会合に報告を行い、同会合において調査結果を踏まえた課題等が審議されてきた。</p> <p>また、2022年12月から判明した電気事業者による情報漏えい及び不適切閲覧事案や、2023年3月に公正取引委員会が排除措置命令等を行った電気事業者によるカルテル事案を踏まえ、経済産業省は、同年7月14日付けで、旧一電等に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示を行った。具体的には、内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間にわたり相手方との安定的な電力取引関係を構築することについて、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、同月28日までに報告するよう指示した。各社の回答については、第64回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月開催）において公表された。</p> <p>これらを踏まえ、監視等委では、旧一電等による長期卸の評価方針を策定するなど、内外無差別な卸売等のコミットメントの内容をより具体化、精緻化するための仕組み作りを進めてきた。</p> <p>なお、現時点で内外無差別が担保されていると評価されたエリアについては、常時バックアップの休止の判断が可能となることや、ベースロード市場の制度的供出量の控除について、適格相対契約控除の上限値が70%まで引き上げられることとしている。つまり、内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく取組は、このような制度的措置の緩和や撤廃につながる側面もある。</p> <p>本文書は、第45回制度設計専門会合（2020年2月開催）における不当な内部補助防止策に係る議論から、これまでの制度設計専門会合において継続的に審</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="107 161 1099 523"> <u>門会合において継続的に審議されてきた、旧一電等による内外無差別な卸売等のコミットメントに係る議論を整理するものである。このように、同専門会合における議論を振り返りつつ、現時点における内外無差別な卸売の評価の基本的な考え方を示すことで、旧一電等、新電力及び監視等委といった関係者間で本取組に係る認識を共有することが可能となる。加えて、フォローアップ調査における評価基準例を改めて明示することで、評価の予見性を確保することが可能となる。</u> </p> <p data-bbox="107 547 1099 1358"> <u>なお、本文書の内容は、上記のとおり、第45回制度設計専門会合（2020年2月開催）から、<u>第8回制度設計・監視専門会合（2025年4月開催）</u>までの審議結果を整理したものである。足下では、例えば、卸売商品の設計や販売方法について、内外無差別な卸売を行うことを前提として、各社が創意工夫をしている。こうした設計や販売方法の在り方は固定されたものではなく、各社を取り巻く様々な情勢変化に応じて変化を続けていくものであると考えられる。<u>また、2025年3月にとりまとめられた「電力システム改革の検証結果と今後の方向性～安定供給と脱炭素を両立する持続可能な電力システムの構築に向けて～」</u>（資源エネルギー庁）では、<u>需要家の脱炭素ニーズや発電・小売電気事業者の創意工夫といった「新たな課題・ニーズへの対応」と「小売市場における競争の促進」という2つの政策の両立の必要性が示された。</u>そのような議論も踏まえて、<u>制度設計・監視専門会合にて評価の在り方等について、審議を行っている。</u>引き続き、内外無差別の評価の考え方については必要に応じて変化させていくものであり、今後の制度設計・監視専門会合等における審議の結果、変更が生じ得るものである点に留意が必要である。</u> </p> <p data-bbox="107 1430 813 1461"> <b>第1 内外無差別な卸売等のフォローアップに至る経緯</b> </p>	<p data-bbox="1122 161 2123 472"> <u>議されてきた、旧一電等による内外無差別な卸売等のコミットメントに係る議論を整理するものである。このように、同会合における議論を振り返りつつ、現時点における内外無差別な卸売の評価の基本的な考え方を示すことで、旧一電等、新電力及び監視等委といった関係者間で本取組に係る認識を共有することが可能となる。加えて、フォローアップ調査における評価基準例を改めて明示することで、評価の予見性を確保することが可能となる。</u> </p> <p data-bbox="1122 547 2123 1246"> <u>なお、本文書の内容は、上記のとおり、第45回制度設計専門会合（2020年2月開催）から<u>第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）</u>までの審議結果を整理したものである。足下では、例えば、卸売商品の設計や販売方法について、内外無差別な卸売を行うことを前提として、各社が創意工夫をしている。こうした設計や販売方法の在り方は固定されたものではなく、各社を取り巻く様々な情勢変化に応じて変化を続けていくものであると考えられる。<u>加えて、足下の電力・ガス基本政策小委員会等では、脱炭素電源投資を促すための更なる措置や、電源調達における小売電気事業者の創意工夫を促す市場環境整備について議論されており、需要家や地域の脱炭素電源の調達のニーズ等も考慮した、発電事業者と小売電気事業者等によるPPAも含む現物での長期取引の活用も期待されている。</u>こうした状況も踏まえ、内外無差別の評価の考え方については必要に応じて変化させていくものであり、今後の制度設計・監視専門会合等における審議の結果、変更が生じ得るものである点に留意が必要である。</u> </p> <p data-bbox="1122 1414 1832 1445"> <b>第1 内外無差別な卸売等のフォローアップに至る経緯</b> </p>

改定後	改定前
<p>(略)</p> <p><b>第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方</b></p> <p><b>1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方</b></p> <p><b>(1) 対象電源の考え方に関する検討の経緯</b></p> <p>長期脱炭素電源オークションやコーポレートPPAの案件組成に当たり、SPC の設立をはじめとした共同出資による電源建設の検討が進められる事例があり、今後もそのような電源が増加していく可能性がある。一方、これまで内外無差別な卸売が求められる電源の範囲については、明確に議論がなされておらず、各事業者がそれぞれの考え方に基づき卸売を行ってきたことから、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）において、内外無差別な卸売の対象電源の考え方について整理した。</p> <p><u>また、第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催）において、旧一電等の子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象外とする具体的基準を明確化するなどを含め、同専門会合時点までにおける内外無差別な卸売の対象電源の類型や範囲について整理した。</u></p> <p><b>(2) 対象電源の考え方</b></p> <p>旧一電等の子会社については、会計基準（支配力基準）において、親会社である旧一電等が「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している」と判定されていることを踏まえると、旧一電等が単独で卸価格や通告等の取引条件を決定できるものと考えられる。このため、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、原則</p>	<p>(略)</p> <p><b>第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方</b></p> <p><b>1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方</b></p> <p><b>(1) 対象電源の考え方に関する検討の経緯</b></p> <p>長期脱炭素電源オークションやコーポレートPPAの案件組成に当たり、SPC の設立をはじめとした共同出資による電源建設の検討が進められる事例があり、今後もそのような電源が増加していく可能性がある。一方、これまで内外無差別な卸売が求められる電源の範囲については、明確に議論がなされておらず、各事業者がそれぞれの考え方に基づき卸売を行ってきたことから、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）において、内外無差別な卸売の対象電源の考え方について整理した。</p> <p><b>(2) 対象電源の考え方</b></p> <p>旧一電等の子会社については、会計基準（支配力基準）において、親会社である旧一電等が「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配している」と判定されていることを踏まえると、旧一電等が単独で卸価格や通告等の取引条件を決定できるものと考えられる。このため、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、原則</p>

改定後	改定前
<p>として、旧一電等の子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象として整理した。</p> <p>また、旧一電等の完全子会社ではない場合（出資比率が100%でない場合）は、受電量等に基づいて、内外無差別な卸売の対象となる電力量を判断することとした。</p> <p>その上で、旧一電等に対しては、2024年度に交渉を実施し、契約締結する卸取引から子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を行うことを求め、フォローアップを行うこととした。フォローアップに際しては、以下のとおり実施することとした。</p> <p>①旧一電等が子会社から受電した電力量を内外無差別な卸売の原資に含める場合は、従来どおり旧一電等自身の卸取引を確認する。</p> <p>②子会社自身が卸売を行う場合は、旧一電等に対して、当該子会社の卸取引も含めて必要な情報の提出を求め、確認する<sup>2</sup>。</p> <p>また、内外無差別な卸売の対象電源の考え方については、今後の各社の実態も踏まえつつ、必要に応じて、見直しを行うこととした。</p> <p>上記のとおり、旧一電等の子会社が保有する電源についても、原則として内外無差別な卸売の対象とすることを整理したが、これまでの制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合における議論も踏まえ、内外無差別な卸売の対象外となる電源の類型として、以下のア～カの6類型を整理した。</p> <p><b>ア 子会社が保有する電源のうち対象外となる電源</b></p> <p>第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）において、原則として、旧一電等の子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象と整理した一方で、その例外として、例えば、旧一電等の子会</p>	<p>として、旧一電等の子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象として整理した。</p> <p>また、旧一電等の完全子会社ではない場合（出資比率が100%でない場合）は、受電量等に基づいて、内外無差別な卸売の対象となる電力量を判断することとした。</p> <p>その上で、旧一電等に対しては、2024年度に交渉を実施し、契約締結する卸取引から子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を行うことを求め、フォローアップを行うこととした。フォローアップに際しては、以下のとおり実施することとした。</p> <p>①旧一電等が子会社から受電した電力量を内外無差別な卸売の原資に含める場合は、従来どおり旧一電等自身の卸取引を確認する。</p> <p>②子会社自身が卸売を行う場合は、旧一電等に対して、当該子会社の卸取引も含めて必要な情報の提出を求め、確認する<sup>2</sup>。</p> <p>また、内外無差別な卸売の対象電源の考え方については、今後の各社の実態も踏まえつつ、必要に応じて、見直しを行うこととした。</p> <p>上記のとおり、旧一電等の子会社が保有する電源についても、原則として内外無差別な卸売の対象とすることを整理したが、これまでの制度設計専門会合における議論も踏まえ、内外無差別な卸売の対象外となる電源の類型として、以下のア～エの4類型を整理した。</p> <p><b>ア 子会社が保有する電源のうち例外として対象外となる電源</b></p> <p>第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）において、原則として、旧一電等の子会社が保有する電源も内外無差別な卸売の対象と整理した一方で、その例外として、例えば、旧一電等の子会</p>

改定後	改定前
<p>社が自身で建設した電源であって、かつ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外としてよいと整理した。</p> <p><u>その後、第3回制度設計・監視専門会合（2024年11月開催）及び第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催）において、子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象外とする具体的基準を明確化した。その際、内外無差別な卸売の元来の趣旨に立ち返り、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断できれば、内外無差別な卸売の対象外として整理するとした。具体的には、以下の「規模僅少電源」又は「経過措置電源」に該当するもの<sup>3</sup>は、対象外としてよいと整理した。</u></p> <p><u>i) 規模僅少電源：旧一電等各社において、規模が僅少であることから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量の合計値（kWh）が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量（kWh）の1%未満であること、及び、当該電源の出力（kW）が、環境影響評価法における第一種事業又は第二種事業に該当しないもの<sup>4</sup>を規模僅少電源と扱うこととする。</u></p> <p><u>ii) 経過措置電源：旧一電等各社において、第98回制度設計専門会合が開催された2024年6月25日時点で既存契約が存在することから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量</u></p>	<p>社が自身で建設した電源であって、かつ、当該子会社の小売に用いる部分について、その規模（販売電力量等）が小さく、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断される場合においては、内外無差別な卸売の対象外としてよいと整理した。</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="369 156 1099 467"> <u>の合計値 (kWh) が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の 1%<sup>5</sup>未満である場合、その電源を経過措置電源と扱うこととする (ただし、規模僅少電源と経過措置電源を合わせた発電電力量について、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の 1%未満となる必要がある。)</u>。 </p> <p data-bbox="255 491 622 520"><b>イ 火力電源入札の落札電源</b></p> <p data-bbox="282 547 1099 799"> 第 89 回制度設計専門会合 (2023 年 9 月開催) において、火力電源入札の落札電源に紐付く契約については、旧一電が自社の小売需要向けに電源として調達したものであると考えられることから、旧一電の小売部門が調達した電源とみなして内外無差別な卸売の対象外としてよいと整理した<sup>6</sup>。 </p> <p data-bbox="255 823 383 852"><b>ウ (略)</b></p> <p data-bbox="255 879 763 908"><b>エ オフサイト PPA<sup>7</sup>における新設電源<sup>8</sup></b></p> <p data-bbox="282 935 1099 1410"> 第 93 回制度設計専門会合 (2024 年 1 月開催) では、需要家が長期のオフサイト PPA において費用負担する新設電源については、内外無差別な卸売の対象外としてよいものとして整理した。これは、オフサイト PPA の案件組成に当たって新設された電源のうち、その電源投資に係る費用について長期 PPA を通じて特定の需要家が負担する場合は、当該電源が当該需要家のニーズによって建設されたことが明確であるため、小売電気事業者による電源アクセスの公平性が必ずしも求められるとは考えられないことによるものである<sup>9</sup>。 </p> <p data-bbox="255 1434 510 1463"><b>オ 自家消費用電源</b></p>	<p data-bbox="1272 491 1639 520"><b>イ 火力電源入札の落札電源</b></p> <p data-bbox="1299 547 2116 799"> 第 89 回制度設計専門会合 (2023 年 9 月開催) において、火力電源入札の落札電源に紐付く契約については、旧一電が自社の小売需要向けに電源として調達したものであると考えられることから、旧一電の小売部門が調達した電源とみなして内外無差別な卸売の対象外としてよいと整理した<sup>3</sup>。 </p> <p data-bbox="1272 823 1400 852"><b>ウ (略)</b></p> <p data-bbox="1272 879 1780 908"><b>エ オフサイト PPA<sup>4</sup>における新設電源<sup>5</sup></b></p> <p data-bbox="1299 935 2116 1410"> 第 93 回制度設計専門会合 (2024 年 1 月開催) では、需要家が長期のオフサイト PPA において費用負担する新設電源については、内外無差別な卸売の対象外としてよいものとして整理した。これは、オフサイト PPA の案件組成に当たって新設された電源のうち、その電源投資に係る費用について長期 PPA を通じて特定の需要家が負担する場合は、当該電源が当該需要家のニーズによって建設されたことが明確であるため、小売電気事業者による電源アクセスの公平性が必ずしも求められるとは考えられないことによるものである<sup>6</sup>。 </p> <p data-bbox="1317 1437 1400 1466">(新設)</p>

改定後	改定前
<p><u>小規模な太陽光発電を需要家の屋根に設置するなどして、主に需要家の自家消費として使用するものであり、卸売に当たらない。</u></p> <p><b>力 FIT 電源</b></p> <p><u>FIT 対象電源で、送配電買取又は小売買取により一定額で売電するものについて、小売事業者は市場価格相当で当該電源を購入するため、内外無差別な卸売の対象外と整理した。</u></p> <p>また、旧一電等が出資している事業者であるもののこれらの子会社には当たらない事業者（関連会社等）が保有する電源については、必ずしも内外無差別な卸売の対象とはならない。しかし、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨や当該電源の運用実態等を踏まえて、各社の判断として内外無差別な卸売の対象電源として扱っている事業者も存在する。こうした実態を踏まえ、各社のコミットメントに基づく内外無差別な卸売の対象電源の範囲について明確にするために、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）では、今後のフォローアップでは、各社の卸売に係る考え方（どのような考え方にに基づき、どの範囲まで電源を卸売の原資として含めているか）について確認した上で整理し、公表することとした。</p>	<p>（新設）</p> <p>また、旧一電等が出資している事業者であるもののこれらの子会社には当たらない事業者（関連会社等）が保有する電源については、必ずしも内外無差別な卸売の対象とはならない。しかし、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨や当該電源の運用実態等を踏まえて、各社の判断として内外無差別な卸売の対象電源として扱っている事業者も存在する。こうした実態を踏まえ、各社のコミットメントに基づく内外無差別な卸売の対象電源の範囲について明確にするために、第 98 回制度設計専門会合（2024 年 6 月開催）では、今後のフォローアップでは、各社の卸売に係る考え方（どのような考え方にに基づき、どの範囲まで電源を卸売の原資として含めているか）について確認した上で整理し、公表することとした。</p> <p><u>なお、同会合で実施した第 7 回フォローアップ時点では、内外無差別な卸売の対象について、自社が保有する電源を対象とし、それ以外の電源については対象外として扱う事業者が大宗であったが、子会社や関連会社の電源についても、発電部門の需給対応や供給力確保を目的として開発又は購入している電源については対象として扱う事業者も存在した。</u></p>

改定後	改定前
<p><sup>2</sup> (略)</p> <p><sup>3</sup> 対象外になり得る電源であっても、各社の判断として内外無差別に卸売を行うことが否定されるものではない。また、各事業者において、対象外電源の判断に不明な点等がある場合には、事業者からの相談を踏まえて、委員会事務局において内外無差別な卸売の対象外として整理できるかについて確認する。</p> <p><sup>4</sup> コミットメント主体の旧一電等各社の保有電源についても、同様の条件に該当すれば、対象外として扱うことを許容する。ただし、コミットメント主体の旧一電等が保有する規模僅少電源、並びに、子会社が保有する規模僅少電源及び経過措置電源を合わせた発電電力量について、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の1%未満となる必要がある。</p> <p><sup>5</sup> JERAについては、東京と中部のそれぞれエリアにおいてフォローアップ評価の対象である。JERAのみ、東京と中部それぞれのエリアにて1%未満と設定する。(結果として、東京エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満 (JERA で1%未満、東京電力ホールディングス及び東京電力リニューアブルパワーで1%未満) が、中部エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満 (JERA で1%未満、中部電力で1%未満) が内外無差別な卸売の対象外となり得る。</p> <p><sup>6</sup> (略)</p> <p><sup>7</sup> (略)</p> <p><sup>8</sup> (略)</p> <p><sup>9</sup> (略)</p>	<p><sup>2</sup> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><sup>3</sup> (略)</p> <p><sup>4</sup> (略)</p> <p><sup>5</sup> (略)</p> <p><sup>6</sup> (略)</p>
<p><b>2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価方針</b></p> <p><b>(1) 評価方針の策定の経緯</b></p> <p>第56回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 (2022年11月開催) において、内外無差別性の確認されたエリアから、順次、常時バックアップ<sup>10</sup>を廃止すると整理された。あわせて同委員会では、委員等から、常時バックアップの廃止の条件となる内外無差別性の評価がどのように行われるのか、評価の予見性が確保される必要があるとの指摘があった。</p> <p>これを踏まえ、第83回制度設計専門会合 (2023年3月開催) において、旧一電等による単年卸の評価方針 (確認項目及び評価基準) について審議を行った。</p> <p>また、2022年12月から判明した電気事業者による情報漏えい及び不</p>	<p><b>2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価方針</b></p> <p><b>(1) 評価方針の策定の経緯</b></p> <p>第56回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 (2022年11月開催) において、内外無差別性の確認されたエリアから、順次、常時バックアップ<sup>2</sup>を廃止すると整理された。あわせて同委員会では、委員等から、常時バックアップの廃止の条件となる内外無差別性の評価がどのように行われるのか、評価の予見性が確保される必要があるとの指摘があった。</p> <p>これを踏まえ、第83回制度設計専門会合 (2023年3月開催) において、旧一電等による単年卸の評価方針 (確認項目及び評価基準) について審議を行った。</p> <p>また、2022年12月から判明した電気事業者による情報漏えい及び不</p>

改定後	改定前
<p>適切閲覧事案や、2023年3月に公正取引委員会が排除措置命令等を行った電気事業者によるカルテル事案を踏まえ、2023年4月、経済産業大臣から事務方に対して、小売電気事業の健全な競争の実現に向けた対策について検討するよう指示があった。この指示を受けて、第63回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年6月開催）において、長期の卸取引の促進について議論がなされ、「長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）」が示された。また、経済産業省は、2023年7月14日付けで、旧一電等に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示を行った。具体的には、内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間にわたり相手方との安定的な電力取引関係を構築することについて、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、2023年7月28日までに報告するよう指示した。各社の回答については、第64回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月開催）において公表された。</p> <p>監視等委としても、従来は、コミットメント対象事業者の卸売において大宗を占めてきた単年度の卸取引をフォローアップの主たる対象としていたが、上記の電力・ガス基本政策小委員会での整理を受けて、旧一電等による卸売に占める長期卸の割合が増加することが想定されたため、第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、旧一電等による長期卸の評価方針（確認項目及び評価基準）についても審議を行った。</p> <p><u>第83回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2024年11月開催）及び第84回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2024年12</u></p>	<p>適切閲覧事案や、2023年3月に公正取引委員会が排除措置命令等を行った電気事業者によるカルテル事案を踏まえ、2023年4月、経済産業大臣から事務方に対して、小売電気事業の健全な競争の実現に向けた対策について検討するよう指示があった。この指示を受けて、第63回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年6月開催）において、長期の卸取引の促進について議論がなされ、「長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）」が示された。また、経済産業省は、2023年7月14日付けで、旧一電等に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対応についての指示を行った。具体的には、内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間にわたり相手方との安定的な電力取引関係を構築することについて、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、2023年7月28日までに報告するよう指示した。各社の回答については、第64回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月開催）において公表された。</p> <p>監視等委としても、従来は、コミットメント対象事業者の卸売において大宗を占めてきた単年度の卸取引をフォローアップの主たる対象としていたが、上記の電力・ガス基本政策小委員会での整理を受けて、旧一電等による卸売に占める長期卸の割合が増加することが想定されたため、第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、旧一電等による長期卸の評価方針（確認項目及び評価基準）についても審議を行った。</p>

改定後	改定前
<p><u>月開催)では、国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化など、電力システムを取り巻く経済社会環境が変化中、新たな課題・ニーズへの対応として、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売の場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売の場合は当該電源の卸売量の2割まで）について、エリア制限などの条件を付与することを認める」としてはどうかとの提案がなされた。</u></p> <p><u>この議論を受け、監視等委において、エリア内供給制限の取扱いについて、内外無差別性を担保する観点から、具体的な評価の考え方を検討した。その結果、エリア内供給制限を設ける場合、エリア内供給制限を付した電力量と、当該エリアにおける新電力の販売量の大小関係によっては、内外無差別上の懸念が生じる蓋然性が変化することから、エリア内供給制限を設定するとしても、その多寡によっては内外無差別に係る評価について軽重を設けるといった措置が必要であるとの考えに至った。</u></p> <p><b>(2) 評価方針</b></p> <p>これまでの制度設計専門会合での審議結果を踏まえた評価方針の全体像（評価の考え方）は以下のとおりである。</p> <p><b>ア 評価対象事業者</b></p> <p>コミットメントの主体である、北海道電力、東北電力、東京電力ホールディングス及び東京電力リニューアブルパワー（以下「東電 HD 及び RP」という。）<sup>11</sup>、東京電力エナジーパートナー（以下「東電 EP」という。）<sup>12</sup>、中部電力（以下「中電 HD」という。）、中部電力ミライズ（以下「中電ミライズ」という。）<sup>12</sup>、JERA、北陸</p>	<p><b>(2) 評価方針</b></p> <p>これまでの制度設計専門会合での審議結果を踏まえた評価方針の全体像（評価の考え方）は以下のとおりである。</p> <p><b>ア 評価対象事業者</b></p> <p>コミットメントの主体である、北海道電力、東北電力、東京電力ホールディングス及び東京電力リニューアブルパワー（以下「東電 HD 及び RP」という。）<sup>8</sup>、東京電力エナジーパートナー（以下「東電 EP」という。）<sup>9</sup>、中部電力（以下「中電 HD」という。）、中部電力ミライズ（以下「中電ミライズ」という。）<sup>9</sup>、JERA、北陸電</p>

改定後	改定前
<p>電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力並びに沖縄電力を評価対象とする。</p> <p><b>イ 評価単位</b></p> <p>コミットメント主体が属する10エリア（北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア及び沖縄エリア）<sup>13</sup>をそれぞれ評価する。</p> <p><b>ウ (略)</b></p> <p><b>エ (略)</b></p> <p><b>オ 評価方針（全般）</b></p> <p>① (略)</p> <p>②総合評価の方法</p> <p>確認項目の中で、内外無差別が担保されていることの確認において特に重要な項目（別紙に示す各確認項目に★を付与したもの）を抽出し、当該項目が全て◎評価、かつそれ以外の項目が全て○評価又は◎評価の場合に、エリアの総合評価として、「◎：現時点で内外無差別が担保されている」と評価する<sup>14</sup>。</p> <p>③総合評価の効果</p> <p>総合評価として「◎：現時点で内外無差別が担保されている」と評価されたエリアにおいては、以下の効果が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過措置料金の解除の判断基準の1つである「競争環境の持続性」を満たしていると認められる。</li> </ul>	<p>力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力並びに沖縄電力を評価対象とする。</p> <p><b>イ 評価単位</b></p> <p>コミットメント主体が属する10エリア（北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア及び沖縄エリア）<sup>10</sup>をそれぞれ評価する。</p> <p><b>ウ (略)</b></p> <p><b>エ (略)</b></p> <p><b>オ 評価方針（全般）</b></p> <p>① (略)</p> <p>②総合評価の方法</p> <p>確認項目の中で、内外無差別が担保されていることの確認において特に重要な項目（別紙に示す各確認項目に★を付与したもの）を抽出し、当該項目が全て◎評価、かつそれ以外の項目が全て○評価又は◎評価の場合に、エリアの総合評価として、「◎：現時点で内外無差別が担保されている」と評価する<sup>11</sup>。</p> <p>③総合評価の効果</p> <p>総合評価として「◎：現時点で内外無差別が担保されている」と評価されたエリアにおいては、以下の効果が生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経過措置料金の解除の判断基準の1つである「競争環境の持続性」を満たしていると認められる。</li> </ul>

改定後	改定前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時バックアップの休止の判断が可能となる。ただし、翌年度以降の評価において、内外無差別が担保されているとは評価されなかった場合には、常時バックアップを再開する必要がある<sup>15</sup>。</li> <li>・ ベースロード市場<sup>16</sup>の制度的供出量の控除について、適格相対契約控除の上限値を70%まで引き上げる<sup>17</sup>。</li> </ul> <p>④ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時バックアップの休止の判断が可能となる。ただし、翌年度以降の評価において、内外無差別が担保されているとは評価されなかった場合には、常時バックアップを再開する必要がある<sup>12</sup>。</li> <li>・ ベースロード市場<sup>13</sup>の制度的供出量の控除について、適格相対契約控除の上限値を70%まで引き上げる<sup>14</sup>。</li> </ul> <p>④ (略)</p>
<p><sup>10</sup> (略)</p> <p><sup>11</sup> (略)</p> <p><sup>12</sup> (略)</p> <p><sup>13</sup> (略)</p> <p><sup>14</sup> (略)</p> <p><sup>15</sup> (略)</p> <p><sup>16</sup> (略)</p> <p><sup>17</sup> (略)</p>	<p><sup>7</sup> (略)</p> <p><sup>8</sup> (略)</p> <p><sup>9</sup> (略)</p> <p><sup>10</sup> (略)</p> <p><sup>11</sup> (略)</p> <p><sup>12</sup> (略)</p> <p><sup>13</sup> (略)</p> <p><sup>14</sup> (略)</p>
<p><b>おわりに</b></p> <p>(略)</p> <p><b>参考</b></p> <p><b>1 エリアごとの直近の評価結果</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>2024年度以降の単年卸及び長期卸（2023年度契約締結）の評価結果</b></p> <p>第91回制度設計専門会合（2023年11月開催）において、旧一電等による2024年度以降の単年卸及び長期卸の取組が、内外無差別な卸売のコ</p>	<p><b>おわりに</b></p> <p>(略)</p> <p><b>参考</b></p> <p><b>1 エリアごとの直近の評価結果</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>2024年度以降の単年卸及び長期卸（2023年度契約締結）の評価結果</b></p> <p>第91回制度設計専門会合（2023年11月開催）において、旧一電等による2024年度以降の単年卸及び長期卸の取組が、内外無差別な卸売のコ</p>

改定後	改定前
<p>ミットメントの趣旨に沿ったものとなっているか、中間的な確認を行った（第6回フォローアップ）。</p> <p>その結果、2024年度の単年卸について、多くの事業者が前回の第5回フォローアップにおける評価を受けて、対応策を措置済又は検討中である点を確認した。また、2024年度以降の長期卸についても、多くの事業者が卸標準メニューを設定し、内外無差別なスケジュールで販売を実施する予定である点について大きな前進であると評価した。</p> <p>また、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、前年度と同様に、旧一電等が2023年度に締結した、2024年度以降を契約期間とする単年卸、長期卸及び期中契約<sup>18</sup>の卸売のプロセス及び結果並びに小売価格と調達価格の大小関係をそれぞれ確認し、その総合評価としてエリアごとの評価を行った（第7回フォローアップ）。</p> <p>本フォローアップに当たっては、実際に旧一電等から購入を検討した新電力（2023年12月時点の新電力による総販売電力量の上位8割を占める計47社を対象）にアンケート調査を行い、回答が得られた32社から指摘された内外無差別な卸売に係る懸念点についても各社に確認を行った上で、評価を行った。</p> <p>その結果、北海道エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア及び沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。</p> <p>なお、九州エリアについては、2023年度中に実施した卸販売の売れ残りについて、2024年度中に追加販売を行うため、2024年度期中における卸売のプロセス及び結果も踏まえ、<u>第2回制度設計・監視専門会合（2024年10月開催）</u>において改めて評価を行い、現時点で内外無差別が</p>	<p>ミットメントの趣旨に沿ったものとなっているか、中間的な確認を行った（第6回フォローアップ）。</p> <p>その結果、2024年度の単年卸について、多くの事業者が前回の第5回フォローアップにおける評価を受けて、対応策を措置済又は検討中である点を確認した。また、2024年度以降の長期卸についても、多くの事業者が卸標準メニューを設定し、内外無差別なスケジュールで販売を実施する予定である点について大きな前進であると評価した。</p> <p>また、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、前年度と同様に、旧一電等が2023年度に締結した、2024年度以降を契約期間とする単年卸、長期卸及び期中契約<sup>15</sup>の卸売のプロセス及び結果並びに小売価格と調達価格の大小関係をそれぞれ確認し、その総合評価としてエリアごとの評価を行った（第7回フォローアップ）。</p> <p>本フォローアップに当たっては、実際に旧一電等から購入を検討した新電力（2023年12月時点の新電力による総販売電力量の上位8割を占める計47社を対象）にアンケート調査を行い、回答が得られた32社から指摘された内外無差別な卸売に係る懸念点についても各社に確認を行った上で、評価を行った。</p> <p>その結果、北海道エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア及び沖縄エリアについては、現時点で内外無差別が担保されていると評価した。</p> <p>なお、九州エリアについては、2023年度中に実施した卸販売の売れ残りについて、2024年度中に追加販売を行うため、2024年度期中における卸売のプロセス及び結果も踏まえ、<u>2024年度秋頃をめぐり</u>、内外無差別に交渉し、契約締結したかを再度確認し、評価を行うこととした。</p>

改定後	改定前
<p><u>担保されていると評価した。</u></p> <p>一方で、東京エリア及び中部エリアについては、前年度と同様に、既存の長期契約が存在するため、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないとしたが、JERA による 2026 年度以降を受給対象年度とする長期商品の 2023 年度中の販売については、内外無差別が担保されていると評価した。</p> <p>また、第 5 回フォローアップの際に課題として指摘した、エリア需要に応じた購入量の上限の撤廃又は緩和等については、引き続き各社に取組を求めていくとともに、北陸電力による取引実績評価基準（①2018 年度以前からの取引実績、②重油燃料の供給及び③冬期の卸供給取引実績という 3 つの評価基準のいずれかに該当する優先協議グループの決定）の見直し等、その他の個別論点について、2025 年度以降に向けて、各社に更なる取組を期待すること又は求めることに分けて指摘した。</p> <hr/> <p><sup>18</sup> (略)</p> <hr/>	<p>一方で、東京エリア及び中部エリアについては、前年度と同様に、既存の長期契約が存在するため、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないとしたが、JERA による 2026 年度以降を受給対象年度とする長期商品の 2023 年度中の販売については、内外無差別が担保されていると評価した。</p> <p>また、第 5 回フォローアップの際に課題として指摘した、エリア需要に応じた購入量の上限の撤廃又は緩和等については、引き続き各社に取組を求めていくとともに、北陸電力による取引実績評価基準（①2018 年度以前からの取引実績、②重油燃料の供給及び③冬期の卸供給取引実績という 3 つの評価基準のいずれかに該当する優先協議グループの決定）の見直し等、その他の個別論点について、2025 年度以降に向けて、各社に更なる取組を期待すること又は求めることに分けて指摘した。</p> <hr/> <p><sup>15</sup> (略)</p> <hr/>
<p><b>2 本文書に関連する制度設計専門会合及び制度設計・監視専門会合資料</b>  (凡例：第〇回/開催年月日/資料番号/主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 45 回制度設計専門会合/2020 年 2 月 10 日/資料 6/不当な内部補助防止策の検討</li> <li>・ 第 46 回制度設計専門会合/2020 年 3 月 31 日/資料 9/小売モニタリングの結果を踏まえた検討</li> </ul>	<p><b>2 本文書に関連する制度設計専門会合資料</b>  (凡例：第〇回/開催年月日/資料番号/主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 45 回/2020 年 2 月 10 日/資料 6/不当な内部補助防止策の検討</li> <li>・ 第 46 回/2020 年 3 月 31 日/資料 9/小売モニタリングの結果を踏まえた検討</li> </ul>

改定後	改定前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 48 回制度設計専門会合/2020 年 6 月 30 日/資料 3/コミットメント要請</li> <li>・ 第 50 回制度設計専門会合/2020 年 9 月 8 日/資料 6/各社のコミットメント回答</li> <li>・ 第 60 回制度設計専門会合/2021 年 4 月 27 日/資料 3/20 年度冬期の市場価格高騰を踏まえた議論</li> <li>・ 第 62 回制度設計専門会合/2021 年 6 月 29 日/資料 4/第 1 回フォローアップ</li> <li>・ 第 67 回制度設計専門会合/2021 年 11 月 26 日/資料 3/第 2 回フォローアップ</li> <li>・ 第 71 回制度設計専門会合/2022 年 3 月 24 日/資料 8/実効性確保策</li> <li>・ 第 75 回制度設計専門会合/2022 年 7 月 26 日/資料 5/第 3 回フォローアップ</li> <li>・ 第 79 回制度設計専門会合/2022 年 11 月 25 日/資料 6/第 4 回フォローアップ</li> <li>・ 第 83 回制度設計専門会合/2023 年 3 月 27 日/資料 8/単年卸の評価方針策定</li> <li>・ 第 86 回制度設計専門会合/2023 年 6 月 27 日/資料 5/第 5 回フォローアップ (23 年度単年卸の評価結果)</li> <li>・ 第 89 回制度設計専門会合/2023 年 9 月 29 日/資料 5-1 及び 5-2/長期卸の評価方針策定及び容量市場の導入に伴う不当な内部補助防止策</li> <li>・ 第 90 回制度設計専門会合/2023 年 10 月 31 日/資料 3/域外電源と内外無差別な卸売のコミットメントの関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 48 回/2020 年 6 月 30 日/資料 3/コミットメント要請</li> <li>・ 第 50 回/2020 年 9 月 8 日/資料 6/各社のコミットメント回答</li> <li>・ 第 60 回/2021 年 4 月 27 日/資料 3/20 年度冬期の市場価格高騰を踏まえた議論</li> <li>・ 第 62 回/2021 年 6 月 29 日/資料 4/第 1 回フォローアップ</li> <li>・ 第 67 回/2021 年 11 月 26 日/資料 3/第 2 回フォローアップ</li> <li>・ 第 71 回/2022 年 3 月 24 日/資料 8/実効性確保策</li> <li>・ 第 75 回/2022 年 7 月 26 日/資料 5/第 3 回フォローアップ</li> <li>・ 第 79 回/2022 年 11 月 25 日/資料 6/第 4 回フォローアップ</li> <li>・ 第 83 回/2023 年 3 月 27 日/資料 8/単年卸の評価方針策定</li> <li>・ 第 86 回/2023 年 6 月 27 日/資料 5/第 5 回フォローアップ (23 年度単年卸の評価結果)</li> <li>・ 第 89 回/2023 年 9 月 29 日/資料 5-1 及び 5-2/長期卸の評価方針策定及び容量市場の導入に伴う不当な内部補助防止策</li> <li>・ 第 90 回/2023 年 10 月 31 日/資料 3/域外電源と内外無差別な卸売のコミットメントの関係</li> </ul>

改定後	改定前
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第 91 回制度設計専門会合/2023 年 11 月 27 日/資料 8/第 6 回フォローアップ (24 年度以降に向けた卸売の取組状況報告) 及び非化石証書取引の内外無差別性の更なる徹底</u></li> <li>・ <u>第 93 回制度設計専門会合/2024 年 1 月 30 日/資料 5/内外無差別な卸売におけるオフサイト PPA の考え方について</u></li> <li>・ <u>第 98 回制度設計専門会合/2024 年 6 月 25 日/資料 7-1 及び 7-2/第 7 回フォローアップ (24 年度以降の単年卸及び長期卸の評価結果) 及び内外無差別な卸売の対象電源の考え方</u></li> <li>・ <u>第 2 回制度設計・監視専門会合/2024 年 10 月 15 日/資料 5/九州エリアにおける内外無差別な卸売の再評価及び第 8 回フォローアップ (25 年度以降に向けた卸売の取組状況報告)</u></li> <li>・ <u>第 3 回制度設計・監視専門会合/2024 年 11 月 15 日/資料 3/内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源の考え方</u></li> <li>・ <u>第 4 回制度設計・監視専門会合/2024 年 12 月 26 日/資料 6/内外無差別な卸売にかかる子会社の対象外電源</u></li> <li>・ <u>第 6 回制度設計・監視専門会合/2025 年 2 月 28 日/資料 4/内外無差別な卸売におけるエリア内限定供給について</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 91 回/2023 年 11 月 27 日/資料 8/第 6 回フォローアップ (24 年度以降に向けた卸売の取組状況報告) 及び非化石証書取引の内外無差別性の更なる徹底</li> <li>・ 第 93 回/2024 年 1 月 30 日/資料 5/内外無差別な卸売におけるオフサイト PPA の考え方について</li> <li>・ 第 98 回/2024 年 6 月 25 日/資料 7-1 及び 7-2/第 7 回フォローアップ (24 年度以降の単年卸及び長期卸の評価結果) 及び内外無差別な卸売の対象電源の考え方</li> </ul>
<p><b>3 本文書各版の整理対象となる専門会合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>初版 (2025 年 3 月 17 日策定) : 第 45 回制度設計専門会合 (2020 年 2 月 10 日) ~ 第 98 回制度設計専門会合 (2024 年 6 月 25 日)</u></li> <li>・ <u>改定版 (●年●月●日策定) : 第 45 回制度設計専門会合 (2020 年 2 月 10 日) ~ 第 8 回制度設計・監視専門会合 (2025 年 4 月 25 日)</u></li> </ul>	<p>(新設)</p>

改定後	改定前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>1 項目別評価方針（確認観点 A～N、確認項目 No. 1～32 及び◎○×評価基準（例）<sup>19</sup>等）</p> <p>以下 A から N までの確認観点ごとに記載する確認項目について、対象事業者の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認観点 A：(略)</li> <li>・ 確認観点 B：卸標準メニュー <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認項目 3：内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎評価：社内外で同一の卸標準メニューを公表している</li> <li>○評価：合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していないことは確認されなかった</li> <li>×評価：合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していない</li> </ul> </li> <li>◇ 評価に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。</li> <li>✓ 「合理的な理由」の例としては、発電部門と小売部門が分社化されている小売会社であることから卸標準メニューを設定していないこと等が挙げられる<sup>20</sup>。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>➤ 確認項目 4★：(略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>1 項目別評価方針（確認観点 A～N、確認項目 No. 1～32 及び◎○×評価基準（例）<sup>16</sup>等）</p> <p>以下 A から N までの確認観点ごとに記載する確認項目について、対象事業者の評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認観点 A：(略)</li> <li>・ 確認観点 B：卸標準メニュー <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認項目 3：内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎評価：社内外で同一の卸標準メニューを公表している</li> <li>○評価：合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していないことは確認されなかった</li> <li>×評価：合理的な理由なく、卸標準メニューを設定していない</li> </ul> </li> <li>◇ 評価に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。</li> <li>✓ 「合理的な理由」の例としては、発電部門と小売部門が分社化されている小売会社であることから卸標準メニューを設定していないこと等が挙げられる<sup>17</sup>。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>➤ 確認項目 4★：(略)</p>

改定後	改定前
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認項目 5 : (略)</li> <li>➤ 確認項目 6 : (略)</li> <li>➤ 確認項目 7 ★ : (略)</li> <li>➤ 確認項目 8 : (略)</li> <li>・ 確認観点 C : 情報遮断等 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認項目 9 : (略)</li> <li>➤ 確認項目 10★ : 情報遮断の取組を実施しているか <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 評価 : 相対契約に関する特に重要な情報<sup>21</sup>について、システムのログイン記録等の証票又は同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた</li> <li>○ 評価 : 情報遮断に関する具体的な取組の説明があった</li> <li>× 評価 : 情報遮断に関する具体的な取組の説明がなかった</li> </ul> </li> <li>◇ 評価に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売全体において確認し、評価を行う。</li> <li>✓ 相対契約に関する特に重要な情報を格納しているフォルダのアクセスログや権限設定ログを基に、交渉期間中、当該フォルダに小売部門からのアクセスやアクセスを認める権限変更設定がな</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認項目 5 : (略)</li> <li>➤ 確認項目 6 : (略)</li> <li>➤ 確認項目 7 ★ : (略)</li> <li>➤ 確認項目 8 : (略)</li> <li>・ 確認観点 C : 情報遮断等 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認項目 9 : (略)</li> <li>➤ 確認項目 10★ : 情報遮断の取組を実施しているか <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 評価基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 評価 : 相対契約に関する特に重要な情報<sup>18</sup>について、システムのログイン記録等の証票又は同等の仕組みにより情報遮断の取組の実効性が確認できた</li> <li>○ 評価 : 情報遮断に関する具体的な取組の説明があった</li> <li>× 評価 : 情報遮断に関する具体的な取組の説明がなかった</li> </ul> </li> <li>◇ 評価に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単年卸及び長期卸の区別はなく、各社の卸売全体において確認し、評価を行う。</li> <li>✓ 相対契約に関する特に重要な情報を格納しているフォルダのアクセスログや権限設定ログを基に、交渉期間中、当該フォルダに小売部門からのアクセスやアクセスを認める権限変更設定がな</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>

改定後	改定前
<p>いことを確認することで、発電部門と小売部門の間の情報遮断の取組の実効性を確認する。</p> <p>✓また、発電部門と小売部門の間でシステムを物理分割していることを確認することでも、情報遮断の取組の実効性が確認できる。</p> <p>➤ 確認項目 11★：(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認観点 D：(略)</li> <li>・ 確認視点 E：(略)</li> <li>・ 確認観点 F：エリア内限定の供給等</li> </ul> <p>➤ 確認項目 15★：卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか</p> <p>◇ 評価基準</p> <p>◎評価：<u>社内外の卸契約ともにエリア内での供給を前提とした条件がない。又は、社内外の卸契約ともに、エリア内での供給を前提とした条件があったとしても、その条件が実質的に自社小売に有利となっていない<sup>22</sup></u></p> <p>○評価：<u>社内外の卸契約ともにエリア内での供給を前提とした条件があり、その条件が、実質的に自社小売に有利な条件となる合理的な理由が確認された</u></p> <p>×評価：<u>◎及び○以外</u></p>	<p>いことを確認することで、発電部門と小売部門の間の情報遮断の取組の実効性を確認する。</p> <p>✓また、発電部門と小売部門の間でシステムを物理分割していることを確認することでも、情報遮断の取組の実効性が確認できる。</p> <p>➤ 確認項目 11★：(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認観点 D：(略)</li> <li>・ 確認視点 E：(略)</li> <li>・ 確認観点 F：エリア内限定の供給等</li> </ul> <p>➤ 確認項目 15★：卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売等、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか</p> <p>◇ 評価基準</p> <p>◎評価：<u>社内外の卸契約ともにエリア内供給を前提とした条件がない</u></p> <p>○評価：<u>合理的な理由なく、社外との卸契約にのみエリア内供給を前提とした条件があることは確認されなかった</u></p> <p>×評価：<u>合理的な理由なく、社外との卸契約にのみ</u></p>

改定後	改定前
<p>◇ 評価に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。</li> <li>✓ エリア需要による上限の設定や保有電源の控除等については、自社小売に実質的に有利な条件となるため、内外無差別が担保されているとは評価できない。</li> <li>✓ <u>第6回制度設計・監視専門会合(2025年2月開催)における整理のとおり、エリア内供給制限を付与する場合であって、一律価格で販売する場合を除き、その制限を付与する量について、①新電力シェア以下の卸取引量に設定する場合、原則として、同条件を付与したことをもって内外無差別上の問題があるとはしない。他方、②新電力シェア以上の卸取引量に設定する場合、事後のフォローアップにおいて確認を行う。また、一律価格で販売する場合は、事後のフォローアップにおいて確認を行う。</u></li> <li>✓ <u>なお、第84回電力・ガス基本政策小委員会(2024年12月開催)において、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量(標準メニューによる卸売の場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売の場合は当該電源の卸</u></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><u>エリア内供給を前提とした条件がある</u></p> <p>◇ 評価に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単年卸及び長期卸それぞれについて確認し、評価を行う。</li> <li>✓ エリア需要による上限の設定や保有電源の控除等については、自社小売に実質的に有利な条件となるため、内外無差別が担保されているとは評価できない。</li> </ul>

改定後	改定前
<p data-bbox="488 161 1099 245"><u>売量の2割まで) について、エリア制限などの条件を付与することを認める」と整理されている。</u></p> <ul data-bbox="315 272 728 635" style="list-style-type: none"> <li>・ 確認観点 G : (略)</li> <li>・ 確認観点 H : (略)</li> <li>・ 確認観点 I : (略)</li> <li>・ 確認観点 J : (略)</li> <li>・ 確認観点 K : (略)</li> <li>・ 確認観点 L : (略)</li> <li>・ 確認観点 M : 小売価格への反映</li> </ul> <p data-bbox="371 660 1099 799">➤ 確認項目 31 : 標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格 (規制部門含む <sup>23)</sup>) に反映されているか</p> <p data-bbox="427 825 573 852">◇ 評価基準</p> <p data-bbox="461 879 1099 1241">◎評価 : 「小売平均単価 (規制部門含む) &gt; (電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金)」となっている。又は供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価 (規制部門含む) &gt; (電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金)」となることが確認された</p> <p data-bbox="461 1268 1099 1465">○評価 : 合理的な理由なく、「小売平均単価 (規制部門含む) ≤ (電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金)」となっていることは確認されなかった</p>	<ul data-bbox="1335 272 1747 635" style="list-style-type: none"> <li>・ 確認観点 G : (略)</li> <li>・ 確認観点 H : (略)</li> <li>・ 確認観点 I : (略)</li> <li>・ 確認観点 J : (略)</li> <li>・ 確認観点 K : (略)</li> <li>・ 確認観点 L : (略)</li> <li>・ 確認観点 M : 小売価格への反映</li> </ul> <p data-bbox="1391 660 2119 799">➤ 確認項目 31 : 標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格 (規制部門含む <sup>19)</sup>) に反映されているか</p> <p data-bbox="1447 825 1592 852">◇ 評価基準</p> <p data-bbox="1480 879 2119 1241">◎評価 : 「小売平均単価 (規制部門含む) &gt; (電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金)」となっている。又は供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価 (規制部門含む) &gt; (電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金)」となることが確認された</p> <p data-bbox="1480 1268 2119 1465">○評価 : 合理的な理由なく、「小売平均単価 (規制部門含む) ≤ (電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金)」となっていることは確認されなかった</p>

改定後	改定前
<p>× 評価：合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）<math>\leq</math>（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となっている</p> <p>◇ 評価に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社内取引（単年卸、長期卸及び期中卸）並びに社外取引（他社相対卸及び市場取引等）の全てを含めた調達価格（加重平均単価）と小売価格（全電圧の加重平均単価）との大小関係を確認する。</li> <li>✓ 第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月開催）において、小売価格が調達価格を下回る状況が続く場合、発電部門から小売部門へ内部補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まり、仮に卸売スキームが内外無差別であっても、小売市場の競争を歪めているおそれがあるため、小売価格が調達価格を下回る状況が今後（例えば今後 2 年）も続く場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないと整理した。</li> <li>✓ 第 64 回電力・ガス基本政策小委員会において、内外無差別な卸売が行われていたとしても、卸価格が釣り上げられて高すぎないか、プライススクイズが起きていないかを監視する必要があるとの指摘があったことを踏まえ、第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月開催）において、本確認</li> </ul>	<p>× 評価：合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む）<math>\leq</math>（電力調達単価＋非化石証書調達単価＋容量拠出金）」となっている</p> <p>◇ 評価に当たっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社内取引（単年卸、長期卸及び期中卸）並びに社外取引（他社相対卸及び市場取引等）の全てを含めた調達価格（加重平均単価）と小売価格（全電圧の加重平均単価）との大小関係を確認する。</li> <li>✓ 第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月開催）において、小売価格が調達価格を下回る状況が続く場合、発電部門から小売部門へ内部補助を行うことで小売部門の赤字を補填している懸念が強まり、仮に卸売スキームが内外無差別であっても、小売市場の競争を歪めているおそれがあるため、小売価格が調達価格を下回る状況が今後（例えば今後 2 年）も続く場合、全体評価としては内外無差別が担保されているとは評価できないと整理した。</li> <li>✓ 第 64 回電力・ガス基本政策小委員会において、内外無差別な卸売が行われていたとしても、卸価格が釣り上げられて高すぎないか、プライススクイズが起きていないかを監視する必要があるとの指摘があったことを踏まえ、第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月開催）において、本確認</li> </ul>

改定後	改定前
<p>項目において「小売価格≦調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認すると整理した。</p> <p>✓ 第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月開催）において、24 年度以降は、容量拠出金も適切に費用認識した上で小売取引の条件や価格を設定することが必要と整理した。</p> <p>✓ 第 85 回制度検討作業部会（2023 年 10 月開催）において、監視等委事務局より非化石証書の内部取引価格の設定を求める方向性を示したことを踏まえ、第 91 回制度設計専門会合（2023 年 11 月開催）において、今後は非化石証書の内部取引分も小売価格に反映すべきコストとして認識することを求め、確認を行っていく必要があると整理した。</p>	<p>項目において「小売価格≦調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認すると整理した。</p> <p>✓ 第 89 回制度設計専門会合（2023 年 9 月開催）において、24 年度以降は、容量拠出金も適切に費用認識した上で小売取引の条件や価格を設定することが必要と整理した。</p> <p>✓ 第 85 回制度検討作業部会（2023 年 10 月開催）において、監視等委事務局より非化石証書の内部取引価格の設定を求める方向性を示したことを踏まえ、第 91 回制度設計専門会合（2023 年 11 月開催）において、今後は非化石証書の内部取引分も小売価格に反映すべきコストとして認識することを求め、確認を行っていく必要があると整理した。</p>
<p><sup>19</sup> (略)</p> <p><sup>20</sup> (略)</p> <p><sup>21</sup> (略)</p> <p><sup>22</sup> 参考：「条件が実質的に自社小売に有利となっていない」販売方法の例示は、第 6 回制度設計・監視専門会合（2025 年 2 月開催）資料 4 の 6 頁を参照。ただし、これはあくまで例示であり、事業者の創意工夫により、エリア内供給制限に係る懸念が生じないような方法で販売することを妨げるものではない。</p> <p><sup>23</sup> (略)</p>	<p><sup>16</sup> (略)</p> <p><sup>17</sup> (略)</p> <p><sup>18</sup> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><sup>19</sup> (略)</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="136 217 365 248"><b>2 過去の評価例</b></p> <p data-bbox="127 272 181 304">(略)</p>	<p data-bbox="1160 217 1388 248"><b>2 過去の評価例</b></p> <p data-bbox="1151 272 1205 304">(略)</p>